

## 第 1 号議案

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年愛南町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育長が欠けた場合にその職務を教育委員会教育長職務代理者(以下「職務代理者」という。)が行うときの報酬の額は、別表第1に規定する職務代理者の報酬の額に当該職務を行う日数に対し日額12,000円を乗じて得た額を加えたものとする。第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項の規定により教育長の職務を行う日の職務代理者の費用弁償の額は、交通費実費のみとする。

別表第1中

「

教育委員会	委員
-------	----

」を「

教育委員会	教育長職務代理者及び委員
-------	--------------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年11月16日から適用する。

令和6年1月22日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

教育長が欠けたときの教育長職務代理者の報酬の額について、新たに規定するため。

愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現 行		改 正 案																									
<p>第1条 略 (報酬の額)</p> <p>第2条 第1項 略 <u>(新設)</u></p> <p><u>2 前項</u>の規定にかかわらず、教育委員会の附属機関である教育支援委員会及び結核対策委員会の構成員のうち医師である者は、その報酬の額を日額10,000円とし、いじめ防止対策推進委員会の構成員のうち重大事態が発生した場合の調査、分析、審議等を担任する委員である者は、その報酬の額を日額20,000円とする。</p> <p><u>3 略</u> (費用弁償)</p> <p>第3条 第1項略</p> <p>2 前項に規定する費用弁償の額は、別表第1のとおりとする。</p> <hr/> <p>3 略</p> <p>第4条、第5条 略</p> <p>別表第1(第2条、第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> <th>費用弁償の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>年額</td> <td>280,000円</td> <td>日当1,000円+交通費実費</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下表略</p> <p>備考 略</p> <p>以下 略</p>		職名	区分	報酬の額	費用弁償の額	教育委員会	年額	280,000円	日当1,000円+交通費実費	委員				<p>第1条 略 (報酬の額)</p> <p>第2条 第1項 略</p> <p><u>2 教育長が欠けた場合にその職務を教育委員会教育長職務代理者(以下「職務代理者」という。)が行うときの報酬の額は、別表第1に規定する職務代理者の報酬の額に当該職務を行う日数に対し日額12,000円を乗じて得た額を加えたものとする。</u></p> <p><u>3 第1項</u>の規定にかかわらず、教育委員会の附属機関である教育支援委員会及び結核対策委員会の構成員のうち医師である者は、その報酬の額を日額10,000円とし、いじめ防止対策推進委員会の構成員のうち重大事態が発生した場合の調査、分析、審議等を担任する委員である者は、その報酬の額を日額20,000円とする。</p> <p><u>4 略</u> (費用弁償)</p> <p>第3条 第1項略</p> <p>2 前項に規定する費用弁償の額は、別表第1のとおりとする。<u>ただし、前条第2項の規定により教育長の職務を行う日の職務代理者の費用弁償の額は、交通費実費のみとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>第4条、第5条 略</p> <p>別表第1(第2条、第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> <th>費用弁償の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>年額</td> <td>280,000円</td> <td>日当1,000円+交通費実費</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者及び委員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下表略</p> <p>備考 略</p> <p>以下 略</p>		職名	区分	報酬の額	費用弁償の額	教育委員会	年額	280,000円	日当1,000円+交通費実費	教育長職務代理者及び委員			
職名	区分	報酬の額	費用弁償の額																								
教育委員会	年額	280,000円	日当1,000円+交通費実費																								
委員																											
職名	区分	報酬の額	費用弁償の額																								
教育委員会	年額	280,000円	日当1,000円+交通費実費																								
教育長職務代理者及び委員																											